*点検基準改正(平成25年11月26日付消防庁告示十九号)に伴い 容器弁等点検の実施期間が変わりました。

点検基準の概要

消火設備の種類	容器弁の設置時期	実施期限
二酸化炭素消火設備	1977年3月末まで	2016年3月まで
	1993年3月末まで	2018年3月まで
	1993年4月以降	25年を経過するまで
二酸化炭素消火設備 以外	1988年3月末まで	2018年3月まで
	1988年4月以降	30年を経過するまで
起動用ガス容器		30年を経過するまで

- *容器弁等に外観上等に異常がある場合は設置時期に関わらず点検が必要になります。
- *対象となる消火設備にはパッケージ型も含まれます。
- *告示は法令と同等であり点検未実施は法令違反となります。

㈱ファイアーコントロール